

文部科学省 平成27年度「職業実践専門課程等を通じた
専修学校の質保証・向上の推進」事業(学校評価の充実)

高知県の専修学校・各種学校の 教職員を対象とした 学校評価に関する研修

平成28年1月8日(金)

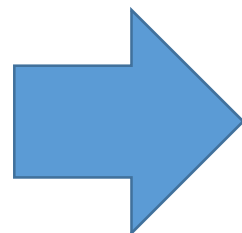
学校法人日翔学園
高知開成専門学校

研修スケジュール

9:00～12:00	<ul style="list-style-type: none">(1) 学校長挨拶(2) 文部科学省 『学校評価に関するDVD』視聴 「学校評価を活かした専修学校の質保証・向上に向けて ～専修学校における学校評価実践の手引き～」(3) 「専修学校における学校評価ガイドライン」及び「学校評価を活かした専修学校の質保証・向上に向けて～専修学校における学校評価実践の手引き～」の内容説明
12:00～13:00	昼 食 休 憩
13:00～16:00	<ul style="list-style-type: none">(4) 学校評価の実施・公表に関する事例紹介(5) 各校が抱えている課題の共有や相互の助言、疑問点の集約(6) 情報交換会



自己評価



学校関係者
評価

実施・公表は
法律上の義務
(平成19年より)

実施・公表は
法律上の努力義務

「職業実践専門課程」
認定校の義務

学校評価の実施による効果
(実践校の声)

参考資料
参考ホームページ

自己評価の進め方



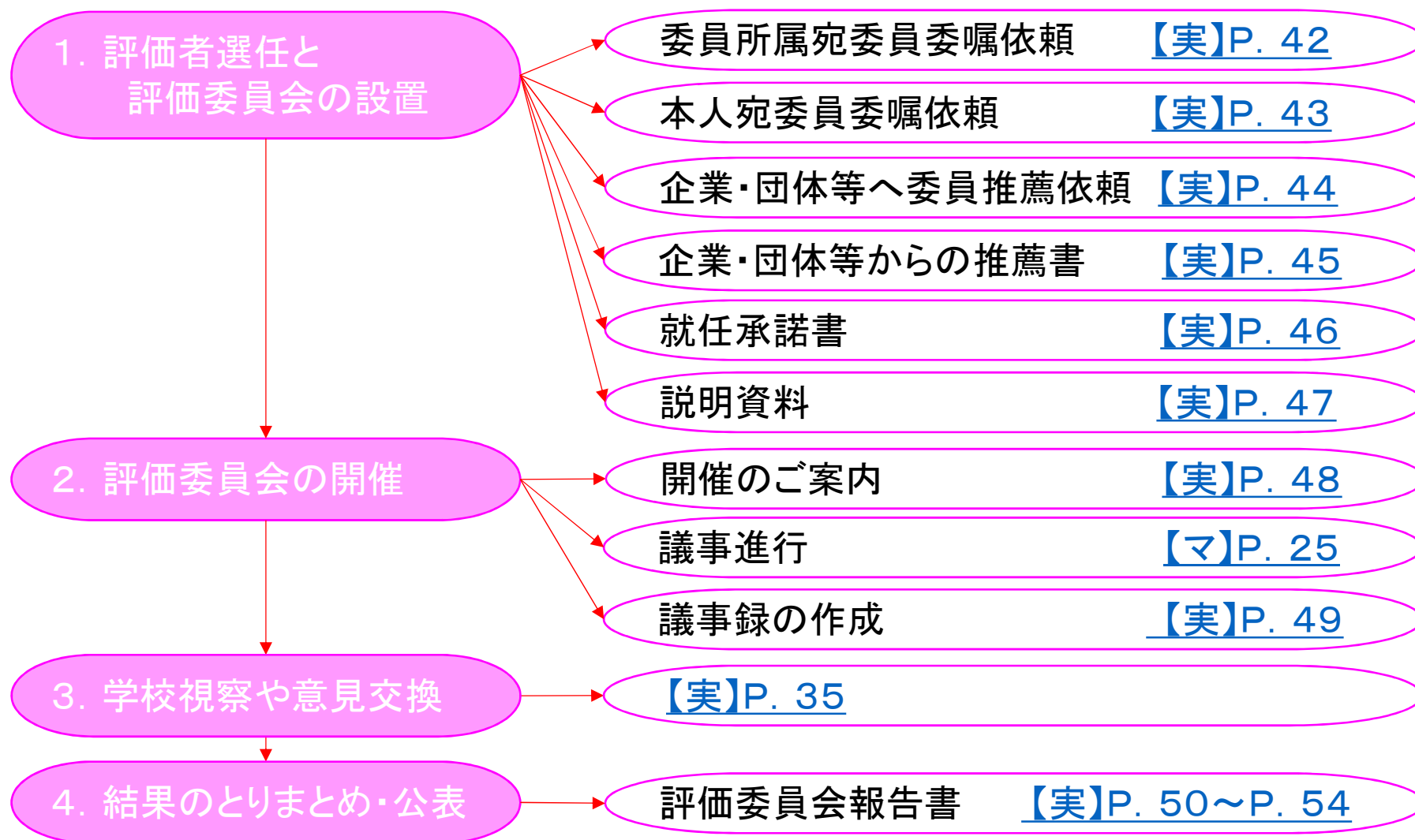
※【実】・・・『学校評価を活かした専修学校の質保証・向上に向けて～専修学校における学校評価実践の手引き～』

【ガ】・・・『専修学校における学校評価ガイドライン(平成25年3月版)』

【マ】・・・『学校評価マニュアル』



学校関係者評価の進め方



※【実】・・・『学校評価を活かした専修学校の質保証・向上に向けて～専修学校における学校評価実践の手引き～』

【ガ】・・・『専修学校における学校評価ガイドライン(平成25年3月版)』

【マ】・・・『学校評価マニュアル』



(学校評価に関する関連法令)

■学校教育法(抄)

第四十二条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第四十三条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

■学校教育法施行規則(抄)

第六十六条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第六十七条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者(当該小学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第六十八条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

※これらの規定は、幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校に、それぞれ準用する。[学校教育法第133条、学校教育法施行規則第189条等]

【第1回目の会議次第の例】

①開会・資料確認

②校長あいさつ

③出席教職員の紹介

④評価委員の自己紹介

学校との関係、期待することなど、事前に具体的なコメントをお願いしますと伝える。

⑤学校関係者評価の目的・評価委員会への期待、評価の進め方の説明

⑥学校概要・計画・特徴ある教育活動の説明

⑦学校評価で取り上げてほしい重点目標を中心に自己評価結果について説明

⑧⑤から⑦について不明点など質疑

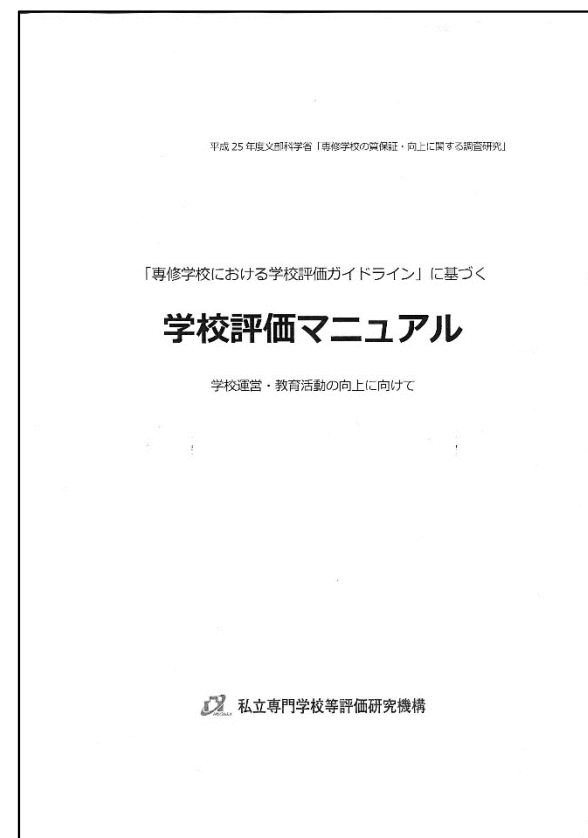
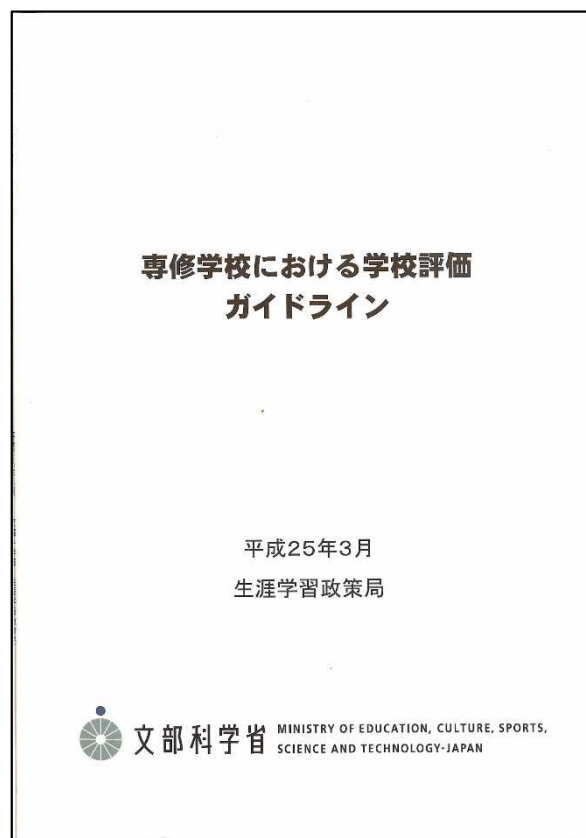
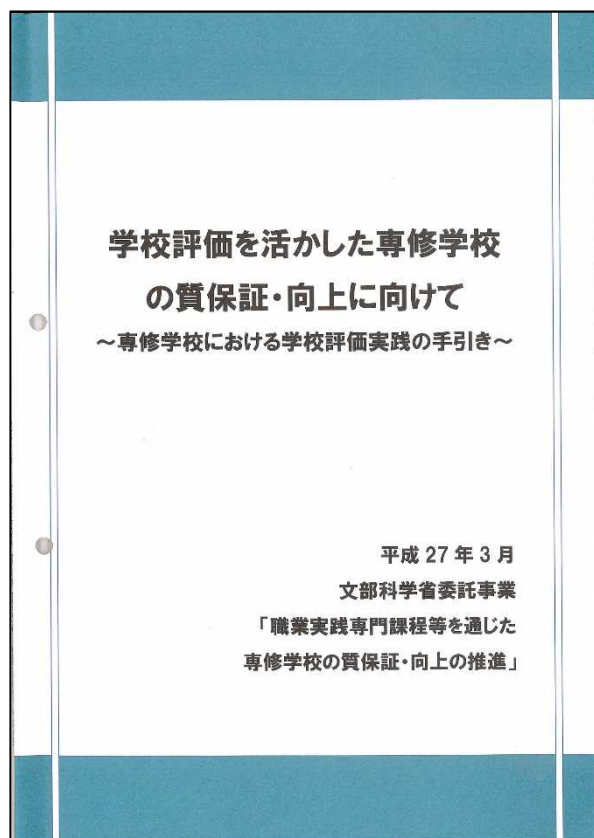
⑨討議

⑩今後の予定

⑪別途設ける場合でも時間に余裕があれば、適宜、施設見学・授業見学を実施



★ 参考資料 ★



★ 参考ホームページ ★

文部科学省ホームページ(専修学校における学校評価について)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/1332632.htm

戻る